

令和8年度 大阪市市民活動推進助成事業(特定事業支援型)への

応募に係る Q&A について

令和8年度大阪市市民活動推進助成事業(特定事業支援型)への応募に係る Q&A をまとめたものですので、募集要項と併せてご確認いただき、補助金交付申請書等提出書類作成にご活用くださいますようお願いいたします。

第1 事業の概要(募集要項1～2ページ)

- 助成事業として選定され、団体として寄附募集に関する広報活動を行い、交付を受けようとする補助金の目標額(1事業あたり 300 万円。補助対象経費の 50%以内。)の寄附金を集めることができた場合、同額(300 万円)の補助金を受けられるのでしょうか？

⇒目標額の寄附金を集めることができたとしても、必ず同額の補助金を受けられるものではありません。事業を指定して寄附された寄附金は、本市の[区政推進基金(市民活動支援型)]に積み立てられ、当該年度(令和8年 10 月1日～令和9年3月 31 日)の助成事業実施後、当該寄附金を原資とし、団体から本市への実績報告をふまえ、本市にて報告書等の書類の審査、補助金の額の確定を行い、本市から団体あてに補助金の交付を行う流れとなります。

詳細は、募集要項8ページ「(イ)助成金額」、9ページ「2 助成事業決定後のスケジュール」、10 ページ「3 助成金の交付に関する留意事項」、本資料4～6ページをご確認ください。

第2 対象/応募要件(募集要項2～3ページ)

1 応募対象者

- **法人等(例えば、社会福祉法人、株式会社など)は応募できますか？**
⇒応募の対象外です。(対象となるのは、特定非営利活動法人、労働者協同組合、非営利型一般社団法人またはボランティアグループ等の法人格を有しない非営利活動団体のみです。)
- **令和7年8月に団体を設立しました。応募時点では活動実績が 10 か月しかありませんが、今回、応募可能ですか？**
⇒令和8年 10 月1日現在で1年以上の活動実績が見込まれることとなりますので、応募可能です。
- **大阪市市民活動総合ポータルサイトが未登録です。今から申請しても間に合いますか？**
⇒登録手続きは1週間程度必要です。申請内容に誤り等があった場合、さらに確認時間等を要しますのでまだご登録されていない団体は募集期間中に登録が完了するようご注意ください。
登録の申請は [Web サイト](#) から可能となっております。
- **昨年、大阪市市民活動総合ポータルサイトに登録し、事業報告書と収支計算書を公表しています。何か手続きをする必要があるのでしょうか。**
⇒事業報告書と収支計算書は直近年度のものを公表していただく必要があります。令和7(2025)年度のものに更新されていない団体につきましては、募集期間中に更新いただきますようお願いいたします。
なお、ポータルサイトの更新方法については、[マニュアル](#)をご確認ください。
- **大阪市市民活動総合ポータルサイトの登録や事業報告書等の公表の方法が分かりません。**
⇒ポータルサイトの操作方法についてご不明な点等ございましたら、ポータルサイトの運営を委託しております株式会社コリアジャパンセンターまでお問合せください。
TEL.050-1069-9754/FAX.06-7635-5258
E-mail: contact@kyodo-portal.city.osaka.jp
<お問合せ対応>9:30～17:00(土曜・日曜・祝日・国民の休日及び年末年始を除く)

2 応募対象事業

- 「大阪市以外からの助成等を受けているものは可」とは、企業や団体からの支援(助成や寄附)を受けることはいいのでしょうか？
⇒民間企業をはじめ大阪市以外(国や大阪府など)からの助成・補助・寄附などを受けることや、参加費等の事業収入を得ることは可能です。(例えば、クラウドファンディング等を実施することも可)
- 助成金が受けられるか不安なので、大阪市の他の助成事業にも応募したいと考えていますが、応募可能でしょうか？
⇒応募いただくことは可能です。ただし、どちらも助成対象となった場合、いずれかの助成事業を辞退していただく必要がありますので、ご注意ください。
- 事業開始から10年目の公益的な事業を行っていますが、当該事業において、今回の令和8年度大阪市市民活動推進助成事業(特定事業支援型)に応募可能でしょうか？
⇒令和8年度大阪市市民活動推進助成事業(特定事業支援型)については、事業開始からの時期の制限はありませんので、応募いただくことは可能です。
- 令和5～7年度に大阪市市民活動推進助成事業(一般型)の助成を受けていますが、当該事業において、今回の令和8年度大阪市市民活動推進助成事業(特定事業支援型)に応募可能でしょうか？
⇒令和8年度大阪市市民活動推進助成事業(特定事業支援型)については、過去の大阪市市民活動推進助成事業(一般型)の補助金実績の制限はありませんので、応募いただくことは可能です。

第3 選考(募集要項3～4ページ)

2 選考方法

- 審査(公開プレゼンテーション)が参加できない日程です。応募してもいいのでしょうか？
⇒本審査の詳細については、申請書類により応募要件を満たしていることを確認した団体あてに通知します。いかなる理由があっても、本審査に参加いただけない場合、助成を受けることはできなくなりますのでご注意ください(代表の方が参加しなければならないということではありませんので、団体内で調整してください。)
- プレゼンテーションの資料は様式に指定はありますか？
⇒様式や形式に指定は特にありません。プレゼンテーションの時間は5分程度です。時間内であれば動画や写真を使用していただいても結構です。ただし、プレゼンテーションは「公開」で実施しますので、使用される資料(特に写真等)につきましては、著作権、肖像権や人権への配慮といった視念に十分留意していただきますようお願いいたします。

第4 応募(募集要項5～6ページ)

- 団体内でいろいろな事業に取り組んでいます。複数の事業でエントリーできますか？
⇒応募は1団体につき1事業のみです。全く別の事業であっても同一団体の実施する事業であれば1事業しか申請できません。

1 提出書類

- 提出書類の注意事項を教えてください。
⇒大阪市市民活動推進助成事業応募申請書とともに、次の書類を提出してください。
記入漏れや提出書類に不備がある場合は、選考対象外となる可能性があります。
- ア 大阪市市民活動推進助成事業補助金交付申請書(提出書類 特定ーア)
・提出は必須です。

イ 申請事業に関する事業計画書(提出書類 特定一イ)

・提出は必須です。

ウ 申請事業に関する収支予算書(提出書類 特定一ウ)

・提出は必須です。

・申請する事業に関する収支予算書です。団体全体の予算書ではありませんので、団体運営経費や他の事業に係る経費等は含めないようにしてください。

エ 申出内容誓約書(提出書類 特定一エ)

・提出は必須です。

オ 申請団体の事業計画書・収支予算書

・提出は必須です。

・様式に定めはありません。団体作成のもので、令和8(2026)年度のものです。

この助成事業に申請する事業だけではなく、団体運営経費や他の事業に係る経費等も含めた申請団体全体としての事業計画書及び収支予算書を提出してください。

カ 申請団体の事業報告書・収支計算書

・提出は必須です。

・様式に定めはありません。団体作成のもので、直近年度のものです。

・「オ」と同様、申請団体全体としての事業報告書・収支計算書を提出してください。

・応募要件として市民活動総合ポータルサイトへ直近年度の事業報告書、収支計算書を公表していること、と定めております。このポータルサイト掲載のもので構いません。(ポータルサイトに掲載されていても、改めてご提出ください。)

キ 定款の写し(任意団体にあつては、団体の規約・会則、役員名簿、直近の総会資料)

・提出は必須です。

・様式に定めはありません。

・ただし、任意団体にあつては、団体作成のもので、団体の規約・会則、役員名簿、直近の総会資料を提供してください。ただし、これらの資料により代表者を定めたときの方法や日付等が確認できない場合は、別に、代表者資格証明書(提出書類 特定一オ)及び代表者を定めたときの議事録の謄本又は抄本(書類の枚数が多いとき)又はこれに代わる書類を提出してください。

ク 【一般社団法人のみ】非営利型法人の要件確認書(提出書類 特定一カ)、申請団体の決算書

・一般社団法人のみ提出してください。

・「非営利型法人の要件確認書(提出書類 特定一カ)」は、助成年数に関わらず、共通の様式です。

・「申請団体の決算書」は、様式に定めはありません。団体作成のもので、直近年度のもので

「オ」と同様、申請団体全体としての決算書を提出してください。

※記入にあたっての注意事項やポイント箇所等は別途記載例にて示しておりますので、ご確認ください。

※事業パンフレットやポスター、収支予算書積算にかかる算出根拠資料を除く提出書類は全てA4サイズ用紙にて提出してください。メールにて申請される場合は、紙での提出は不要です。

※提出書類の内容不備・不足、様式誤り等による提出書類の差し替えは、受付期限までは可とします。ただし、差し替え前の書類につきましては返却せず事務局において破棄します。また、受付期限後の差し替えについては認めませんので余裕を持った提出をご検討ください。

➤ **メールや郵送で提出した場合でも、改めて連絡する必要があるのですか？**

⇒ご提出いただいたことをご連絡いただくことで、その後、こちらで受領が確認できなかった場合に、直接確認の連絡を入れることもできますので、必ず、提出したことをご連絡ください。

第5 助成(募集要項7～11 ページ)

1 助成内容

(1)助成金交付

- 「居場所づくり」の事業を実施しています。団体運営に関する管理費は対象外となっていますが、「居場所」の家賃や光熱水費も対象外となりますか？

⇒申請する事業のみに使用する場所の賃借料や光熱水費等は対象となります。また、他事業と併用している場合でも、それぞれの事業でメーターを設置するなど、申請する事業のみにかかる経費であることが明確にできる場合は対象となります。対象とできるか不明な場合は、事務局までご相談ください。

- 保険料が半年間分払いとなっています。対象経費にすることはできますか？

⇒事業実施期間中の経費で、かつ支払いを当該期間中に行うもののみ対象となります。

(例) 交付決定日:令和8年10月1日、半年間分保険料:18,200円(1日当たり100円)

保険期間	支払日	助成対象経費
R8.10.1～R9.3.31	R8.10.1	全額対象(18,200円)
R8.11.1～R9.4.30	R8.10.20	R8.11.1～R9.3.31分のみ対象(15,100円)
R8.10.1～R9.3.31	R8.9.29	全額対象外(0円)
R9.4.1～R9.10.31	R9.3.29	全額対象外(0円)

- 事業をオンラインで実施するための機材(備品)を購入予定です。金額としては5万円未満の予定ですが、補助対象経費となりますか？

⇒大阪市では、物品の購入単価5万円以上を備品、5万円未満を消耗品と定義づけておりますので、5万円未満であれば消耗品となり、補助対象経費となります。

なお、図書については、購入単価5千円以上を備品、5千円未満を消耗品としておりますのでご注意ください。

※助成対象経費区分は募集要項7ページに記載されているもののみです。一例を記載してありますが、支出予定経費がどの経費区分となるか不明である場合などは、事務局までご相談ください。

- 助成金額について詳しく教えてください。

⇒・助成決定事業については、令和8年度に助成決定団体の積極的な広報活動により集まった寄附金額を財源として、1事業あたり300万円(補助対象経費の50%以内)を上限【※】に助成決定団体へ補助金として交付します。

※交付を受けようとする補助金の目標額(以下「目標額」という。)の1事業あたりの上限額は300万円(補助対象経費の50%以内)です。

※なお、寄附金募集期間において目標額を達成せず、寄附金額が目標額を下回る場合は、当該寄附金額が助成金額の上限額となります。

※助成金額の上限額は、次に掲げる額のいずれか低い金額となります。

- (1) 補助対象経費の2分の1に相当する金額
- (2) 300万円
- (3) 実績報告書提出時点で、助成決定事業に対し集まった寄附金額

- ・上記(1)に関し、申請後に対象経費に積算誤りなどが確認できた場合について、補助対象経費が当初申請した金額を下回った場合については、修正後の補助対象経費の2分の1が上限となります。また、当初申請した金額を上回った場合については、当初申請した補助対象経費の2分の1が上限となります。

➤ **助成対象分野とはなんですか？**

⇒NPO法人の場合は届け出ている活動分野から、労働者協同組合、非営利型一般社団法人又は任意団体の場合は募集要項8ページの活動分野の中から、対象となるものを事業計画書の最終項目へ記載してください。

2 助成事業決定後のスケジュール

➤ **助成事業決定後のスケジュールはすべて参加しなければならないのでしょうか？**

⇒助成決定団体へのオリエンテーション、事業の最終報告会などへの参加、中間会計報告や中間実績報告、事業実績報告、などの報告書類の提出などをお願いすることになります。全て助成事業の一環としてのプログラムですので基本的にご参加・ご提出いただく必要があります。(事業の最終報告会等への参加は、代表者でなければならないということではありませんので、団体内で調整をお願いします。)また、事業実施期間中、事業の進捗状況を確認するため、本市職員による活動現場の視察や活動状況の報告をお願いする場合がありますので、ご協力ください。

※助成期間終了後につきましても、今後の市民活動推進事業の参考とするため、ヒアリングやアンケート等を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

➤ **寄附の募集と受付はいつから実施できるのでしょうか？**

⇒本市より補助金交付決定通知(令和8年 10月1日(予定))後に、寄附金の受入の窓口となる寄附金募集の情報を大阪市ホームページに掲載し、本市(事務局)が、各団体の助成決定事業ごとに、寄附申込書の受付を開始しますので、その後、寄附金の募集に関する情報発信を開始してください。補助金交付決定前に寄附の募集や案内等を行わないでください。

➤ **寄附者は、どのように寄附をすればよいのでしょうか？**

⇒寄附は、大阪市ホームページに掲載する指定の寄附申込書に必要事項を記入いただき、本市(事務局)にご提出ください。寄附申込書の住所に専用の納付書をお送りします。到着まで1~3週間程度かかります。専用の納付書により、本市指定の金融機関等で寄附金をお支払いください。(手数料は不要です)

➤ **寄附申込書の提出から、納付書到着・支払いまで時間がかかった場合、寄附金募集終了時点までに寄附申込書が提出されており、募集終了後に、寄附者により納付書払いが行われた場合の当該寄附金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

⇒寄附金募集期間内に寄附申込書が提出されており、募集期間終了後に、寄附者により納付書払いが行われた場合、当該助成事業の補助金交付の財源となる寄附金として取り扱います。ただし、その場合においても、目標額(補助上限額)を超えた寄附金額については、当該事業が属する活用分野を指定して寄附された寄附金として扱うものとします。

➤ **目標額(補助上限額 300万円)より寄附金額が多く集まった場合、超過分の取扱いはどうなるのでしょうか？**

⇒寄附金募集期間の途中であっても、目標額を達成した時点で、寄附金の募集を終了します。また、寄附者より終了時点までに寄附申込書を提出いただきご寄附いただいた場合の目標額を超えた寄附金額については、当該事業が属する活用分野を指定して寄附された寄附金として扱うものとします。

- **助成決定団体が市民等から寄附金を受け付けてもよいのでしょうか？**
⇒助成決定団体が寄附金を受け付けないでください。助成決定団体が寄附者より寄附の意思を確認した場合は、寄附者より、本市(事務局)まで、寄附申込書を提出するようご案内ください。
「寄附金」ではなく「寄附申込書」のみであれば、助成決定団体が預かり、事務局に送付することは可能です。その場合、寄附金を納付してもらうための納付書送付等の連絡については、寄附者へ直接送付・連絡させていただきます。
なお、寄附金募集期間後に、寄附者が事務局に寄附申込書を提出された場合は受付できませんのでご注意ください。

- **寄附の募集にあたり、寄附者は大阪市の返礼品を希望することができるのでしょうか？**
⇒本制度は特定の活動事業に共感いただいた方に寄附いただくものであり、寄附者は大阪市の返礼品を希望することはできません。
なお、10万円以上の寄附をいただいた方については、市長感謝状の贈呈を希望することは可能です。

- **寄附の募集に関する情報発信については、市がどの程度実施してくれるのでしょうか？**
⇒本市は、寄附金募集の情報を大阪市ホームページに掲載しますが、その他の情報発信は行いません。寄附の募集と事業の広報については、助成決定団体が積極的に行ってください。

- **寄附金の状況については、助成決定団体とどの程度情報共有を行うのでしょうか？**
⇒寄附金募集期間終了後、寄附金額が確定次第、当該金額をお知らせします。その他、寄附状況を確認したい場合は、事務局までご連絡いただきましたら対応させていただく予定です。

- **助成決定団体は、寄附者の個人情報を得ることはできるのでしょうか？**
⇒寄附申込書に記載しておりますが、寄附者の住所・電話番号・E-mail は公表しませんが、寄附金額は、大阪市ホームページで公表させていただきます。また、寄附者の名前については、寄附者が、寄附申込書において、「名前・寄附金額を公表してもよい」「名前の公表はよいが寄附金額との併記では公表してほしくない」「名前は公表してほしくない」のいずれかを希望することができますので、当該希望に応じて、対応させていただきます。